

平成元年 12/15  
(1989年) NO.763

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111 <毎月5・15・25日発行>

放置自転車はやめましょう!

駅周辺に自転車を放置してあと、通行や緊急時の活動の障害になります。必ず決められた場所に置きましょう。

# すべてすませて すっきり新年 年末年始くらしのガイド

施設名	年末	年始
区役所・出張所・保健所・福祉事務所・児童館・保育園・道路工事事務所・公園工事事務所・消費生活センター・勤労育少年センター・心身障害者福祉センター・美術館・上池袋第一、西池袋、南池袋、池袋第二、高田第二、幡谷、長崎第一、長崎第二、南長崎第三、要町第一の各区民集会室・豊島公会堂・区民センター・両大塚ホール・勤労社会館・厚生会館・社会教育会館・青年館・体育館・要町図書貸出センター	12月28日㈬まで	1月4日㈭から
老人福祉センター・ことぶきの家・郷土資料館・図書館・教育センター・西巣鴨、上池袋第二、東池袋第一、東池袋第二、池袋第一、池袋第三、池袋本町、高田、目白、南長崎第一、南長崎第二、要町第二の各区民集会室・長崎保健所講堂	12月27日㈫まで	1月5日㈬から
池袋駅西自転車駐車場・池袋駅北自転車駐車場・上池袋保管所・南長崎保管所	12月31日㈮まで	1月4日㈭から
中学校スポーツ開放	12月27日㈫まで	1月7日㈯から
鶯谷代青少年センター	無休	無休
荒川野球場	12月28日㈬まで	降霜等により1月・2月は、休場
豊島荘・秀山荘・高麗清流園	12月24日㈰の帰泊まで	1月2日㈭から
幡谷ガ谷旧宣教師館	12月28日㈬まで	1月5日㈬から



都税の窓口
都税の申告・納税・各種証明などの事務扱いは12月28日(木)で終わり、新年は1月4日(木)から始まります。
休み中の申告書・申請書の受付は、地下1階の「申告書受付箱」をご利用ください。
なお、控えの返送を希望され

検査名	池袋保健所	長崎保健所
水質検査	12月18日㈪まで 1月8日㈪から	午前9時~正午 1月8日㈪から
国内細菌	12月20日㈫まで 1月8日㈪から	午前9時~正午 1月8日㈪から
寄生虫・ぎょう虫	12月25日㈬まで 1月8日㈪から	午前9時~正午 1月8日㈪から
一般健康相談	12月27日㈭まで 1月10日㈪から (ただし12月27日受付分の診断書発行は1月8日)	(採血はしません) 午前9時~10時30分 1月8日㈪から (12月25日受付分は1月5日に診断書発行)
梅毒検査	12月20日㈫まで 1月10日㈪から	午前9時~10時30分 1月8日㈪から

あわただしい年の暮れ。身も心もそして身の回りもすつきりさせて新年に望みだいものです。お正月をゆつたり気分で過ごすため、忘れている事がないか、お確かめください。

## 区役所の窓口

年末年始の区役所の窓口または各施設の開設状況は、上の表のとおりです。

## 保健所検査受付

各種検査の受付は、左表のとおりです。ご注意ください。

## 詳細

池袋保健所 ☎987-4191

長崎保健所 ☎957-1191

71

12

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

&lt;p





# 特別区制度改革の実現をめざして

—心のかよう、ゆとりある豊かな区政のために—

特別区制度改革推進豊島区シンポジウム



## 一人前の自治体になることが大切

基調講演 (要旨)

武藏大学教授  
向山 嶽氏

### ● 特別区は半人前

特別区は、現在のところ一人前の自治体にはなっていらないということ、それが問題なわけです。例えば、憲法に地方自治の項目があり、地方公共団体のことが書いてあります。選舉のこととか、その他仕事のことが書いてあるわけですが、実はそこには特別区は憲法の上できちんとした地方公共団体ではないというようなことになっています。

### ● サイフの上手は親がいる?

実は、東京都が発行している「都政」という都の状態を報告する本がありますが、その「都政」という本を見ますと、こういうことが書いてあるわけです。



向山 嶽氏

まず、身分の問題。一人前の地方自治体として認めるようにしてほしいということが一つです。2番目は、仕事の面でどうも23区は、ほかの市町村がやつているようなことでもできないことがある。こういうことができるようにしてほしいということが一つですね。

それからもう一つ大事なことは、お金の問題なんです。それは、お金の問題なんですね。それがどうしたことかといいますと、23区にある税金、市税、仮に東京市だとしますと、市の税金がこのうち3分の2は東京都に吸い上げられちゃうわけです。3分の1が23区の税になつてますね。例えば今年の予算でいいますと、仮に23区が全部市だとしますと、2兆3千億円位の税金が上がつてくる。そのうち1兆5千億円を東京都が都税として持つていくわけです。

普通の市なら入つてくる税金が特別区の場合には、東京都に入つてしまします。残った8千億円が23区の区税になつてることです。そういうことですから、東京

特別区が相互に相談し合つてできるようなそういう制度にした方がいいんじゃないかと思います。

### ● 地域と長くつきあう時代に

それではどうしてそういう制度改革をやらなくちゃいけないのか。日本が経済的に強くなってきた、ロックフェラー・センター・ビルを販売してしまうとか、非常に日本が世界の中に大きくなってきている国際的な問題というのがある。国内については、高齢化という問題も進んでいます。最近は特別区はどこもそうなんですが、特に豊島区とか都心の区などでは、人口は減っているんですね。

だから全体として寿命が長くなってきた。例えば、働いている人の場合、人生50とか60歳などとふえてる時代なんですね。

そういう時代ではありませんから、定年で60とか65ぐらいでやめてしまいますと、それから20年も30年も地域で生きなくちゃならないという時代になつてくると

それが今住んでいるところになると、自分の今住んでいるところになつてくると、そういうことができなくなったりつづつあるのが現実です。

そこで家庭の補助額度があれば、一緒に住んでいるのがまちだと思ふんです。が、そういうことができなくなったりつづつあるのが現実です。

お年寄りは、ずっと住みなれた豊島区に住んでいたりれると思います。

これは大変な問題なんですね。

自分の今住んでいるところ

対等であります。それでは、東京都と特別区はどういう関係にあるかといいますと、何も書いてない。特別の関係にあることなんですね。解釈すれば、東京都と23区は、親と子の関係と大体一緒のような関係だ

ているという状態というのが特別区の現状であるということになります。しかし、この特別の関係は何とかしなければいけない。何とかしなければならないというのは、結局三つあるわけ

です。まず、身分の問題。一人前の地方自治体として認めるようにしてほしいということが一つです。2番目は、仕事の面でどうも23区は、ほかの市町村がやつているようなことでもできないことがある。こういうことができるようにしてほしいということが一つですね。

それからもう一つ大事なことは、お金の問題なんですね。それは、お金の問題なんですね。それがどうしたことかといいますと、23区にある税金、市税、仮に東京市だとしますと、市の税金がこのうち3分の2は東京都に吸い上げられちゃうわけです。3分の1が23区の税になつてますね。例えば今年の予算でいいますと、仮に23区が全部市だとしますと、2兆3千億円位の税金が上がつてくる。そのうち1兆5千億円を東京都が都税として持つていくわけです。

普通の市なら入つてくる税金が特別区の場合には、東京都に入つてしまします。残った8千億円が23区の区税になつてることです。そういうことですから、東京

特別区が相互に相談し合つてできるようなそういう制度にした方がいいんじゃないかと思います。

そこで家庭の補助額度があれば、一緒に住んでいるのがまちだと思ふんです。が、そういうことができなくなったりつづつあるのが現実です。

お年寄りは、ずっと住みなれた豊島区に住んでいたりれると思います。

これは大変な問題なんですね。

自分の今住んでいるところ

特別区は、半人前です。特別区は、現在のところ一人前の自治体にはなっていらないということ、それが問題なわけです。例えば、憲法に地方自治の項目があり、地方公共団体のことが書いてあります。選舉のこととか、その他仕事のことが書いてあるわけですが、実はそこには特別区は憲法の上できちんとした地方公共団体ではないというようなことになっています。

そこで家庭の補助額度があれば、一緒に住んでいるのがまちだと思ふんです。が、そういうことができなくなったりつづつあるのが現実です。

お年寄りは、ずっと住みなれた豊島区に住んでいたりれると思います。

これは大変な問題なんですね。

自分の今住んでいるところ

特別区は、半人前です。

特別区は、現在のところ一人前の自治体にはなっていらない

ということになります。

そこで家庭の補助額度があれば、一緒に住んでいるのがまちだと思ふんです。が、そういうことができなくなったりつづつあるのが現実です。

お年寄りは、ずっと住みなれた豊島区に住んでいたりれると思います。

これは大変な問題なんですね。

自分の今住んでいるところ

特別区は、半人前です。

特別区は、現在

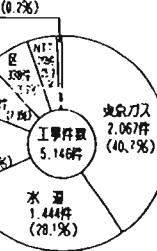


# 道路工事に付ける さんこのご理解を

なくてはならないもの

大変工事箇所が多く、区民の皆様に迷惑をおかけしてしまいます。ちなみに、昨年度の建築確認申請をみてみると千361件あります。建物の新改築等のためのガス、水道工事などもこの約5千100件の中に含まれているわけです。

工事の総件数を1日当たりにすると、毎日14か所で何らかの工事が行われていることになりますが、これが特に年度末に集中しているわけではありません。区としては、これらの工事が合理的、効率的に進められるよう、都、警察、消防署並びに公



豊島区内には、池袋から愛知県豊橋市までの長さに匹敵する約290キロメートルの区の道路があります。

年間5千件もの工事があります

補修工事などを  
進めています。  
またそのほかに、  
区民の皆さんとの  
日常生活に欠く  
ことのできない  
電気、ガス、電  
話、上・下水道  
工事など各企業  
体が行う工事も  
多數あります。

益企業者と合同で、『道路工事調整会議』を各年度上期と下期の2回開催し、全体調整するとともに、大改修の道路工事並びに企画の大規模工事については随時会議を開き調整を行つてゐるところです。

しかしながら、4月から翌年の3月までの間に行うなかでは年度末となる工事も出てきます。その主な理由としては、

# 身近な 大気の汚れ

大気の汚染

○豊島区土木部管理課管理第一  
 係内線 292112  
 ○東京都水道局北部第一支所  
 983・3241  
 ○東京都下水道局西部管理事務  
 所椎司が谷出張所 989・85  
 2314  
 ○NTT豊島支店 989・911  
 1  
 ○東京電力池袋支社 984・11  
 22  
 ○東京電力大塚支社 940・61  
 11  
 ○東京ガス北部指導管ネットワ  
 クセンター 916・2141

● 道路工事を行うにあたっては、その周辺に生活している方への影響に注意して行っています。具体的には、交通の混雑する通勤時間帯や年末・年始・年度末の工事を抑制したり、夜間に工期の短縮を図るなど、日常生活への影響、交通障害を最少限度にとどめるようにしていますので、区民の皆さんのご協力をお願いします。

等により、その調整に時間を要し、予定がずれてしまう場合。  
②複数の企業の工事が先に行われ、その後区の工事が入る場合。

益企業者と合同で「道路工事調整会議」を各年度上期と下期の2回開催し、全体調整するとともに、大改修の道路工事並びに企画の大規模工事については随時会議を開き調整を行つてゐるところです。

しかしながら、4月から翌年の3月までの間に行うなかでは年度末となる工事も出てきます。その主な理由としては、

において、3か所とも達成していません。浮遊粒子状物質は、未達成のまま推移しています。このうち汚染を防止するための対策が急がれている二酸化窒素について考えてみましょう。

二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )はナンバー2( $\text{NO}_2$ )の問題ではありますせん。

23区全体では、昭和63年度に45か所の測定局中、2か所でしか環境基準を達成していません。窒素酸化物は、自動車、工場等から排出されます。昭和60年度の区内における推計によると、排出量の約70%は自動車によるものです。窒素酸化物の汚染状況の改善が進まない原因として、次なことが考えられます。

役所屋上の  
ろ紙が黒く  
汚れている  
ことがわか  
ります。

か。下の写真は、区役所屋上と  
東京都西多摩郡檜原村  
で、10月  
に、人が1  
日に吸う空  
気を10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>と  
して約20日  
分をろ紙に  
採取した結  
果紙に採取した結果

# 身近な 大気の汚れ

## 豊島区の鳥(5)

## 豊島区の鳥5

自転車の走行についてもう一度  
考えてみませんか

以上のような状況の中で、国は自動車排出ガスの規制の強化等を、東京都は自動車走行量の削減対策、低公害車の普及促進を、そして区は、区内における大気汚染の測定結果を基に、23区共同して自動車排出ガス規制の強化について国・都へ要望をしています。

意外なところでも自動車の走行量は、昭和60年度の都内における自動車の走行量は、昭和51年度に比べ13%増加しています。例えば、宅配便の取扱い個数は増加約50%に増加しています(図3)。

窒素酸化物の排出量が多い自動車の割合が増えていきます。昭和60年度の都全域における調査によると、走行量は自動車全体の約20%のディーゼル車が窒素酸化物の排出量の全体の約50%を占めています。さらに、

図1 二酸化窒素

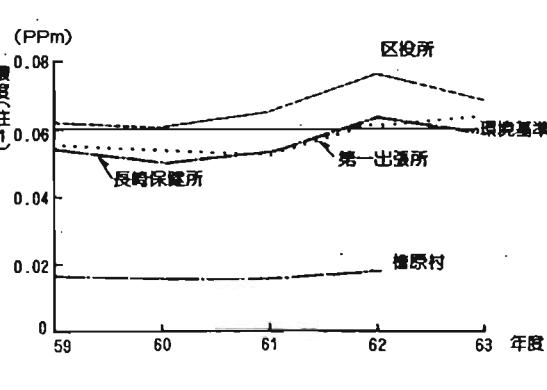


図3 ティーザル便の増加と空配便の増加

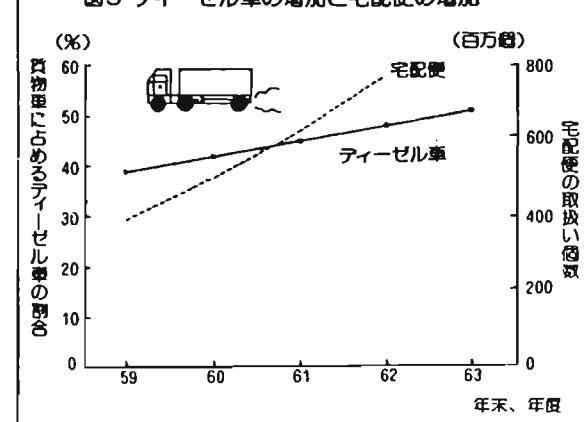


図2 浮遊粒子状物質

